

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和3年9月8日（水）午前9時32分
閉会日	令和3年9月8日（水）午前10時30分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 岡崎つよし 副委員 長 富田えいじ 委 員 青山直道 川合保生 木村さゆり さとうゆみ 田崎あきひさ わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 福祉部長 川本満男 次長 斉場三枝 次長兼福祉課長 近藤かおり 課長補佐（福祉協働、障がい福祉担当） 岡藤彰彦 課長補佐（保護担当） 水草 純 障がい福祉係長 長谷川礼菜 請願者 田中 友 羽田拓朗 計9人
職務のため出席した者の職氏名	議長 伊藤祐司 議会事務局長 水野敬久 専門員 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

**請願第2号 私立高校生の子供の負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために
長久手市の授業料助成制度の復活を求める請願**

委員長 請願者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

請願者 私立高校生の授業料助成制度については、2010年、年収350万円までの世帯の私立高校生の授業料が無償化されたときに一時廃止されたが、その後復活していただき、2019年度まで継続されていた。2019年度は、当初予算700万円に対して執行額891万6,000円であり、私立高校生の子をもつ親にとってはなくてはならないものだと分かる。

現状、授業料が無償化された年収720万円未満の世帯でも施設設備費として4万円、年収720万円から840万円の世帯では授業料21万1,200円、施設設備費及び入学金10万円、年収840万円から910万円の世帯では授業料30万3,600円、施設設備費及び入学金20万円を負担しなくてはならない。そのため、名古屋市を初めいくつかの市町村が独自に助成制度を実施、拡充している。名古屋市では、年収970万円未満の世帯への助成金額について、2019年度の2万7,000円から、2021年度は4万4,000円に引き上げた。

今の中学生の進路の決め方として、世帯の収入が高いから私立高校へということではなく、自分の学力に合った学校を選んだ結果、私立高校になったというのが現状である。金銭的負担が大きく大変な世帯もあると思う。

世帯の年収が高いと、それだけ教育に投資することができるため、学力が高く高学歴になる傾向がある。もちろんそれだけが要因ではないが、世帯間の収入の差による教育の不公平はなくすべきである。

夏休み期間中にもかかわらず、1,326人の署名が集まった。授業料助成制度の復活に対する切なる思いをくみ取っていただきたい。

委員長 趣旨説明について質疑及び意見はあるか。

さとう委員 私立高校生の授業料無償化の対象世帯年収の引き上げの際、その区分はどのように変わったか。

請願者 甲については、年収270万円未満と350万円未満の2つの区分であったのが、720万円未満の1つの区分に変更された。乙については、年収610

万円未満と 840 万円未満の 2 つの区分であったのが、840 万円未満の 1 つの区分に変更された。

さとう委員 現在、授業料軽減助成を実施している 6 市については、私立高校生の授業料無償化の対象世帯年収の引き上げと同時に、助成金額を引き上げたのか。

請願者 そのとおりである。

さとう委員 助成制度復活にあたり、金額については以前と同じで良いか。近隣市の水準まで引き上げを希望するか。

請願者 金額が引き上げられればその方が良いが、まずは廃止前と同じ年額 1 万 2,000 円の助成復活を希望する。

委員長 他に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

紹介議員 請願第 2 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、採択

請願第 1 号 **定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願**

紹介議員 請願第 1 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、採択

<午前 9 時 54 分休憩>

<午前9時57分再開>

市長

あいさつ

議案第50号 長久手市障害者手当支給条例の一部を改正する条例について

福祉課長 議案第50号について説明

わたなべ委員 65歳以上の人に新規に交付する各種の障害者手帳は、どのような障がいによるものが多いか。

福祉課長 身体障害者手帳が最も多く、心臓疾患や人工透析を受けている人が多い。精神障害者保健福祉手帳については認知症によるものも多く、療育手帳は高齢者はあまり該当しない。

田崎委員 この条例改正で手当の支給対象者を絞ることで、年間でどのくらいの支出が減額されるか。

福祉課長 昨年度の障害者手当の支給額は約300万円増加し、そのうち65歳以上の新規対象者への支給額の増加は、約150万円であった。

今後高齢者が増加する見込みであるため、年間200万円前後の減額を見込んでいる。

田崎委員 高齢者の増加により、今後の削減効果はどのくらい上がる予想か。

福祉課長 5年後には、年間約630万円の削減を見込んでいる。

田崎委員 630万円程度の削減であれば、何とか手当の支給を続けられるのではないか。

福祉課長 全体の予算額からすれば630万円という金額は少なく見えるかもしれないが、個々に適した支援を行う福祉サービスの充実も必要とされており、現金給付の事業継続と福祉サービスの充実とのバランスを考えながら全体の福祉施策を検討した結果、手当の対象者を見直すこととした。

田崎委員 65歳以上の新規の障害者手帳交付者に対し、障害者手当の支給対象外となる代わりに、それを補う制度やサービスはあるのか。

福祉課長 65歳以上の人は介護保険サービスが利用でき、また介護保険にないサービスについては障害福祉サービスを利用できるものもある。金銭的な支援ではなく、福祉サービスの充実の方で対応していきたい。

田崎委員 このことについて市長はどのように考えるか。

市長 これからは、障がいがあろうがなかろうが全ての人が役割を持ち、社会に参加できる仕組みを作っていく必要がある。ただお金を支給するのではなく、高齢者でも障がいがあっても仕事はできると考える。

市の財政としても、まだこれから高齢者は増加する見込みであるし、医

療や介護保険の特別会計も赤字傾向にあり、苦しいのが事実である。

さとう委員 65歳以上で新規に障害者手帳を交付される人は何人くらいいるか。

福祉課長 令和2年度は64人であった。

さとう委員 障害者手当の支給について、愛知県内の他自治体の状況はどのようなか。

障がい福祉係長 令和3年1月現在、本市と同様に全ての種類・等級の障害者手帳所持者を手当の支給対象者としているのは44自治体である。そのうち、65歳以上の新規の障害者手帳交付者を支給対象外としているのは11自治体である。

田崎委員 別記1について、知的障害のA判定の障害程度の欄に原則知能指数35以下とあるが、「原則」とした理由はどのようなか。

障がい福祉係長 知的障がいと身体障がい重複する場合、知能指数がおおむね50以下でもA判定となることがあるためである。

さとう委員 このような改正をするに至ったきっかけは何か。

福祉課長 行政改革の1つとして見直しを図るものである。

川合委員 障害者手当を受給する市民にとって、この改正内容は改善、改悪のどちらと捉えるか。

福祉課長 現状、手当を受給している人にとっては影響はないものである。

川合委員 障がいを持った人が、65歳になって新規で障害者手帳を取得しても、障害者手当は支給されないことに対し、それをカバーできる福祉制度があるのか。

福祉課長 ヘルパー事業や移動支援、就労支援、引きこもりの人をサービスへつなぐ支援など、個々の生活を豊かにする福祉サービスの充実に切り替えていきたい。現金給付も残しつつ、サービスの充実とのバランスを取りながら進めていきたい。

川合委員 年間630万円程度の削減で、サービスの充実が実現できるのか。

福祉課長 福祉サービス給付額の伸びは大きくて数千万円単位になるので、630万円を削減しても全てを賄うのは当然難しい。障害者手当の見直しを含め、さまざまな見直しが必要になる。

川合委員 市民は、福祉サービスを満足に受けられないなら、現金給付を受けた方が良いと考えるのではないか。その意識改革はどのようにしていくか。

福祉課長 現金給付であれば、生活費にあてたり、サービスの不足分を補ったりと個々で使い方を決められるので、一定の必要性があることは認識している。

ただ、障がいのある人にとって、早い段階で社会とのつながりを持つことの必要性はとても高いと考える。今のところ社会資源が豊富にあるというわけではないため、できるだけ補って、つなぐ支援を多く取り入れている

きたいと考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 市が令和2年6月にまとめた障害者施策に関するアンケート結果では、年金や手当を含む年間収入について、60万円以上120万円未満の人が回答者全体の25パーセント、療育手帳所持者については「収入がない」と答えた人が39パーセントであった。最も優先すべき施策と考えるものについては、経済的給付の充実との回答者が身体障害者手帳所持者では13.5パーセント、精神障害者保健福祉手帳所持者では19.1パーセントであった。

誰もが同じような額の年金を受給しているわけではない。コロナ禍の続く今、この改正を行うことは反対である。

賛成討論 なし

反対討論

さとう委員 長久手市は福祉のまちで、助けが必要な人は全力で守るという基本理念を掲げている。弱者に向けた施策は、財政難で最終手段が必要になるまでは維持すべきと考えるため、反対である。

賛成討論 なし

反対討論

田崎委員 経済的支援による精神的な安定があつて初めて、いろいろな福祉サービスを利用してみようという気持ちになれると思う。福祉サービスの充実の必要性も理解はできるが、コロナ禍の続く中であり、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長

閉会宣言

午前 10 時 30 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 3 年 9 月 8 日

教育福祉委員会委員長 岡崎つよし